

確 認 書

申込み時および入所後の注意事項です。以下の全項目を一読のうえ、□欄にチェックしてください。
入所・更新申込みの際、申込書と一緒に提出してください。

- 申込みの内容が事実と異なる場合は、入所の内定や決定を取り消すことがあります。 □わかりました
- 申込み後、家庭状況（連絡先、仕事、勤務時間、勤務日数、家族構成、保育状況等）が変わった場合はすぐにご連絡ください。連絡がないと、入所の内定や決定を取り消すことがあります。 □わかりました
また、異なる理由で引き続き通園を希望する場合は届出が必要です。
- 申込み時の入所要件がなくなった場合には退所となります。退所届は、退所 □わかりました
予定日の1週間前には提出する必要があります。
提出がない場合、退所予定日後も在籍しているとみなし保育料が発生します。
- 保育料が滞納となった場合は、必ず納付相談をし、以降の納付計画を立ててい □わかりました
だきます。誓約した納付計画どおりの納付がない場合は、滞納処分（財産の差押）
が実施される場合があります。夫婦の場合はそのいずれもが納付義務を負います。
- 原則として、同年度内に園を変更することはできません。 □わかりました
- 3歳児から5歳児までの保育料は無償化の対象となりますが、給食費については □わかりました
園にお支払いいただきます。副食費減免対象者には別途通知します。
- ★食物アレルギーについて
 - アレルギー対応食が必要な場合、医師の対応指示書等を提出してもらいます。 □わかりました
 - これまでにアレルギーの症状などが出ていなくても、症状が現れた場合や医師 □わかりました
の診断によりアレルギーがあることがわかった場合にはすぐに保育園にお知らせ
ください。
- ★求職中の方
 - 求職での入所は、定員を下回っている園でのみ、期間は入所日から90日目の □わかりました
属する月の末日までの間となります。
入所後、期間内に就職できない場合は退所となります。
- ★出産を理由として申し込まれる方
 - 出産を理由として入所できる期間は、産後8週目の属する月の末日までであり、 □わかりました
期間の延長はできません。
- ★現在入所中の方で、育児休業中に上のお子様を継続して預けられる方
 - 継続入所できる期間は育児休業を取得する理由になったお子様が満1歳となる □わかりました
月の末日までです。変更届の際には育児休業の取得を証明する書類として、
「辞令」、「育児休業給付受給資格確認書」又は「事業所の育児休業証明書」等
の提出が必要です。育児休業を1年以上取得する場合は事前にこども政策課ま
でご連絡ください。
- ★ひとり親家庭、又は障害者認定を受けたご家族と同居される方
 - 離婚された場合や児童扶養手当の資格が認定された場合、又は同居のご家族が □わかりました
障害者認定を受けた場合は保育料の減額対象になる場合がありますので、
すぐにご連絡ください。

入所案内の内容を理解し、上記事項について、確認しました。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____